平成２９年（再ロ）第１００５５号

東京都小平市美園町１－２－19－405

再生債務者　牧　沙登美

1　意見聴取に付する再生計画案　平成30年３月20日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成30年５月１日まで

平成30年４月11日

東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（再ロ）第９号

大阪市港区弁天３丁目３番24号（前住所）大阪府東大阪市高井田本通７丁目２番11号

再生債務者　牧野和歌子

1　意見聴取に付する再生計画案　平成30年３月29日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成30年５月９日まで

平成30年４月11日

大阪地方裁判所第６民事部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２９年（再ロ）第１００５号

長崎県長崎市横尾１丁目14番１－404号

再生債務者　中村　孝信

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成30年３月23日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成30年４月10日

長崎地方裁判所民事部個人再生係

平成２９年（再ロ）第１０号

大阪府和泉市池田下町1867番地の５

再生債務者　澤田　靖臣

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成30年４月４日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成30年４月９日

大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係

平成２９年（再ロ）第２号

愛知県一宮市森本４丁目３番14号

再生債務者　谷　　真一

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成30年４月６日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成30年４月10日

名古屋地方裁判所一宮支部

平成２９年（再ロ）第１６号

京都市上京区大宮通西裏今宮御旅所下る西若宮南半町178番地２　グレイスロワ鞍馬口403号室

再生債務者　三宅　雄太

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成30年４月９日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成30年４月11日

京都地方裁判所第５民事部再生係

平成２９年（再ロ）第２１号

京都府京田辺市山手東２丁目５番地１　Ｂ－802号

再生債務者　中村　一隆

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成30年４月９日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成30年４月11日

京都地方裁判所第５民事部再生係

平成２９年（再ロ）第１００４８号

東京都大田区山王３－33－８－201

再生債務者　山城　智彦

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成30年３月22日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成30年４月10日

東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（再ロ）第６０号

大阪市都島区大東町２丁目10番25号

再生債務者　平井　忠司

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成30年３月27日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成30年４月11日

大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（再ロ）第７０号

大阪市東成区深江南３丁目３番24号

再生債務者　吉田　憲司

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成30年４月５日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成30年４月11日

大阪地方裁判所第６民事部

給与所得者等再生による再生計画取消

平成１８年（再ロ）第６８号

横浜市泉区上飯田町3563番地７

再生債務者　中村　　清

1　主文　本件再生計画を取り消す。

2　理由の要旨　平成19年５月28日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。

平成30年４月９日

横浜地方裁判所第３民事部

内閣共済組合定款の一部変更について

内閣共済組合定款（平成12年12月27日制定）の一部を次のとおり変更する。

平成 30 年３月 30 日

内閣共済組合代表者
内閣総理大臣　安倍　晋三

第29条第１項の表中「$\frac{6.86}{1,000}$」を「$\frac{7.21}{1,000}$」に、「$\frac{13.72}{1,000}$」を「$\frac{14.42}{1,000}$」に改め、同条第２項の表中「$\frac{6.86}{1,000}$」を「$\frac{7.21}{1,000}$」に改め、同条第３項中「$\frac{1.00}{1,000}$」を「$\frac{0.95}{1,000}$」に改める。

附　則

1　この変更は、平成30年４月１日から施行する。

2　変更後の第29条第１項から第３項までの規定は、平成30年４月以後の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同月前の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は平成三十年六月一日を予定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載日　平成二十九年九月十五日

掲載頁　八十六頁（号外第二〇〇号）

（乙）掲載紙　官報

掲載日　平成二十九年九月十五日

掲載頁　八十六頁（号外第二〇〇号）

平成三十年四月二十日

東京都千代田区外神田二丁目一八番八号

（甲）株式会社共立フーズサービス

代表取締役　**樽**松　聖

東京都中央区銀座七丁目四番一四号光ビル

（乙）株式会社ｅｃｏｆｏｄｓ

代表取締役　奥野　友浩

合併公告

左記会社は吸収合併により甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

効力発生日は平成三十年七月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項、乙は同第七八四条第一項に基づき、それぞれ、株主総会の承認決議を経ずに合併することを決定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、甲及び乙の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）http://www.tex.nssmc.com/ir/public_notice.html

（乙）https://kessan.info/130152991.html

平成三十年四月二十日

東京都千代田区丸の内二丁目

（甲）日鉄住金テックスエンジ株式会社

代表取締役　升光　法行

岩手県釜石市中妻町三丁目九番二五号

（乙）ＮＳテックスエンジ釜石株式会社

代表取締役　藤井　秀樹